

地域循環情報

特集: NPO法人設立体験記 「NPO法人を作る」

写真は省エネルギー授業の成果を発表する長崎県の精道小学校の生徒



NPO 法人をつくる(その1)

NPO 地域循環研究所設立委員 山口 龍虎

大学の研究室で NPO

昨年末、わたしの所属する長崎大学環境科学部中村修研究室で NPO 法人をつくろうという話が持ち上がった。それ以前から、学生が地域に仕事として関わるための会社がつくれぬか、ということで、この研究室にはいろんな構想があった。しかし、大学の教官である中村自身が責任者として直接関われるということと営利目的がもともとなかったという理由から、最終的には NPO 法人を選択することになった。

NPO 法人をつくるにあたり、研究室で設立に関わる担当者を決めなければならなかったのだが、学部学生は授業やその他のプロジェクトなどで忙しくそんな暇はなかった。そこで授業に拘束されない研究生(当時はまだ科目等履修生)のわたしに当然のごとく担当が回ってきた。

担当者に決まったとはいえ、こちらも筋金いりの素人である(NPO って何なのか、実はこの時点ではよくわかっていなかった)。中村から、「じゃあ、お願いします。」と数冊の資料を手渡されたものの、実はこの時、こんなものを読んで何とかなるものだろうか、と余計なことを引き受けてしまったとの思いが強かった。

所轄庁を訪ねる

手にした資料を読もうにも、何かしらのきっかけが欲しかったので、まずは NPO 法人の所轄庁である長崎県の担当部署、県民生活環境部県民生活課(以下、県民生活課)を訪ねて概要を聞いてみることにした。県民生活課の方たちとは、同じ時期、大学でのシンポジウムで顔見知りになっていたということもあり、話しがしやすい状況もあった。この時期に、偶然ではあるが、こうした関係ができていたのは、わたしたちには追い風のように感じられた。

ここでおおまかではあるが説明を受けたことにより、NPO 法人自体のことはよくまだわからないままであったものの、法人格を取得するうえでの手続きの概要はとりあえず理解できた。また、県が作成している定款をはじめとする提出書類の雛型が記載されている手引書も貰ってきたので、意外と簡単なのかもしれないという印象をもってしまった。

この時まだ、わたしは、法人格を取得する、ということしか頭になく、この手続きさえ済ませてしまえば、この仕事は終わりだと思っていた。

もともと中村研究室は、誰かを社長にして会社を興そうと目論んでいたくらいである。事業に関しての見通しはあった。そのため、法人格さえ取ってしまえば、あとは何とかなるだろうという楽観的な考えがわたしにはあったのだ。ただ、この時期、わたしだけではなく、中村をはじめとする研究室のメンバーみんなが、おそらく、この程度の認識しかなかったように思われる。

NPO 講座を受ける

年が明けた1月の終わり頃、いきなり申請書類の作成に取りかかるつもりで、再度、県民生活課を訪ねた。この時は、申請に必要な16の書類の様式や提出についての具体的な説明を受けている。青写真としては、年度内に申請までを済ませておきたいというのがあったからである。

NPO 法人は、設立の認証申請をしてから所轄庁から認証されるまでの期間が一部書類の縦覧期間2ヶ月を含む最長4ヶ月という、設立にあたり比較的長い時間を要する。さらにその後の設立登記等、認証後の手続きまで入れると、遅い場合、4ヶ月半ほどは考えておかなければならない。法人化していなければ、進められない事業もあるため、できるだけ早く申請だけは済ませておく必要があったのである。

ちょうどその頃、長崎県ボランティア協会の主催で無料のNPO講座が開かれるというのを新聞で見つけ、いい機会なので受けてみることにした。

この講座により、NPOについて、非営利とは何かという基本的なことから学ぶことができた。そして何よりも収穫だったのは、これまでの考え方の順序が大きく間違っていたことに気がついた点である。

研究室には、事業についてのアイデアは確かにいくつもあったのだが、それを運営していく「組織」というものについての発想が乏しかったのである。これがしっかりできていなければ、法人のルールである定款自体つくることができない。わたしは、当初、県が用意している定款の雛型をそのまま準用しようと考えていたのだが、大学の研究室というもとの母体が小さなところには、その機動性を重視した場合、なじまないところが多くあるということがわかったのである。

自分たちの活動目的に沿った組織づくり、ルールづくりがまずは必要である。これは、NPOを設立する際によく聞かれる言葉であり、解説書などにも当たり前のように書かれてある。しかし、自分自身でそれが実感として持てるようになったのは、ようやくこの時期になってからである。ここから、法人格の取得という目的が先走る状態から、じっくり自分たちの組織づくりをするという方向に修正がなされた。これも偶然ではあったが、講習を受けたことの効果はとて大きいものだったように思う。何ともタイミングよく、ここでもまた追い風が吹いたのであった。

定款をつくる

3月までで、3回のNPO講座が終了した。ここから、定款の作成を中心に据えて、団体のルールづくりをしていくことになる。この団体の代表は中村、そして社員（メンバー）は正規のゼミと自主ゼミの学生である。したがって、ルールづくりについての話し合いは、ゼミの延長上で行われた。まずは、名

称から考えることになった。「地域循環研究所」という名称は、はじめから決まっていたものではなく、その前に別の名称も考えられていた。しかし、活動の中心的なテーマである「循環」という言葉を入れたほうがいいということで、設立総会までの話し合いで現在のものに決まった。また、それと並行して事業目的などについてもまとめていった（これは、代表の中村が設立趣旨書として書いているが、NPOの理念としては理想的だと思われる。みなさんにも一読を勧める）。

続いて事務所決め、役員決めへと進んでいく。事務所は大学と同じ文教町に、役員は正規のゼミのメンバーの中からその候補者を決めた。

この辺が固まってきたところで、会議（総会および理事会）のルールづくりに入った。小規模な団体ということ念頭に置き、機動性を損なわないようなシンプルな機構にしようということに心がけるようにした。こうして徐々に団体が法人化に向けて整備されていった。この時、すでに新年度が始まっていた。

会計を整備する

定款の作成と同じく重要な作業が会計の整備であった。法人化をするにあたり、任意団体と大きく違うと実感することの1つに会計の問題がある。これが、実は最も大事なことであると言ってもいいほどである。

16種類の申請書類のうち、特に重要なものは、定款、事業計画書、収支予算書の3つである。事業計画と予算とは連動しているため、会計処理の方法もしっかり整備しておく必要があった。複式簿記にすら大してなじみのない大学の研究室にとって、これは難しい問題であった。

しかし、こうした状況にみたび追い風が吹く。会計担当の木島の参加である。彼女は学部の2年生で、自主ゼミに参加していたが、NPO設立にあたり、NPOの会計を担当してくれることになった。担当になるやいなや、彼女は独学で簿記の資格をとり、

経験者に実務を学ぶなどして、ほぼ1人で会計の整備をしてくれた。これにより、事業計画、収支予算という難題もなんとかクリアしたのである。

設立総会

こうして、団体が整備され、ようやく設立総会へこぎつくことになった。平成12年5月23日のことである。総勢22名の関係者が参加している。代表から設立の目的が説明され、定款、事業計画、収支予算についてのそれぞれの議案が議決されていた。また、各役員も正式に決まった。わたしは、研究生で他の研究目的があることから、法人設立後は団体運営には係わらず、監事の立場でチェック機関としての役割を果たすことになった。



設立認証申請へ

ここまでくれば、あとは必要な書類を揃えて所轄庁に提出するだけである。全部で16種類ある。まずは、申請書である。これは様式がきまっており、雛型は県民生活課で手に入る。様式が決まっているのは基本的にこれだけである。その他の書類は、すでに述べたように、定款、事業計画書、収支予算書などを除けば、比較的すぐに準備できる。

書類を提出する前に、先のNPO講座を主催していた長崎県ボランティア協会の事務局長である山本直毅さんにいくつかのアドバイスをうけた。ここは、この時すでにNPOの認証申請を終わらせていたためである。わたしたちの団体の場合、特に大きな問題点はなかったため、所轄庁で最終的にチェックしてもらった後、提出することにした。

その後、書類の若干の修正を終え、平成12年6月30日、これらを所轄庁へ提出し、設立認証申請は終了した。



ビオトープで自然復元！！

環境科学部 山口 貴子・大島 陽子

《はじめに》

現在、多くの自然が失われてきている。その中で生活してきている私たちは、自然に対する愛情や感謝の気持ちが徐々に薄れてきている。南米の熱帯雨林やアフリカの草原、白神山地の原生ブナ林や尾瀬が原などの光景を見ると、自然を守らなければならないと思うが、実際に何をすればいいのかわからず何もしないのが現状である。

私たちが授業でいろいろなことを学んでいるが、何をすればいいのかわからず見えてこない。身近な自然が少ないのである。身近な自然を作ることによって、多くの人に自然に関心を持ってもらえると思う。そこで、私たちは身近な自然を取り戻す技術として“ビオトープ”に注目した。“ビオトープ”により、身近な自然を取り戻し環境教育の場やビオトープ管理士取得のためのフィールドとして利用したいと考え、大学の企画に応募し、活動のチャンスを得た。

《ビオトープについて》

ビオトープとはドイツ語の bio(生物)と top(場所)とを組み合わせた言葉であり、「特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な限られた地域」、あるいは「特定の生物や生物群集が生存できる環境条件を備えた土地」と定義されている。

このように、ビオトープの本来の意味は、生物の生育する場所を示す生物学的な用語であるが、自然破壊が進み、生物が生息する場所が減少したことから、人工的にこれらを復興する活動がさかんになった欧米において「生物が生育できる環境を復元する活動」といったイメージが含まれるようになった。

わが国においても、開発が進んだ都市部において生活の場を迫られた生物に生息場所を提供するため、ビオトープを創出する取り組みが盛んになって

きており、特定地域内にビオトープを点在させて生物が自由に往来できるようにする「ビオトープネットワーク」を確立させる取り組みも行われている。



《活動内容》

現在行っている活動は次のとおりである。

- 教育学部中庭におけるビオトープの創作
..... これについては現在副学長と交渉中
- 食堂横の池の観察池に住む生物の観察
- 種の栽培
..... 食堂横の池と全学棟2階ベランダで栽培
→9月19日収穫
- ビオトープマップの製作
文教キャンパス全体をビオトープとしてとらえたマップの製作
- 緑の国勢調査
..... ドングリ、タンポポなどの採集と文教キャンパスの林の写真撮影

液肥プロジェクト

環境課学部 河野 優子

(目的)

福岡県大木町の地域循環プロジェクトの一環として、人間の尿尿や家畜の糞尿をただ処理して河川に流してしまうのではなく、液体肥料として農業に有効利用し、地域に還元していくための様々な条件を明確にしていく事を目的としている。

(概要)

人間の尿尿は、下水処理され、河川や海に放流されている。また、家畜の糞尿はほとんど処理されずに、河川に放流されていた。家畜の糞尿は、処理するために多額の費用がかかる上に、近年法律で未処理のまま放流する事を禁止された。

こうした現状から、ただ廃棄物として処理するのではなく、液肥として有効利用しようと考え、実行している市町村がある。そうした尿尿や糞尿を液肥として処理をしている市町村の現状を、佐賀大学農学部と共同で調査し、液肥処理に至るまでのプロセス、問題点、改善点などを明らかにしている。

今回の調査対象市町村は、家畜の糞尿(主に豚尿)を利用している佐賀県杵島地区、人間の尿尿を利用している福岡県椎田町、星野村、そして上陽町(未定)である。

(経過)

杵島地区、椎田町そして星野村は、実際に現地に行き、調査を行っている。調査としては、主に行政調査で、処理施設見学なども各地で行った。農家調査は杵島地区のみ行っていて、その他地域については未定である。

(今後の展望)

このプロジェクトの最終目的は、論文としてまとめていくことである。これからは、残りの地区の調査予定の検討と論文作成のための資料集めなどを行いながら、論文を作成していく。



(感想)

このプロジェクトに参加した当初は、メンバー全員が農業について全く知らない状態でした。そこから、実際に田んぼに行ってみたり、行政や農家に対して調査に行ったりして、徐々に知識が増えていき、いろいろ自分たちで考えたりするようになりました。

初めのころは、調査にしても、知らない言葉ばかりでわけもわからず、必死にノートをとるだけで、帰ってまとめる時には一苦勞でした。しかし、多くの調査を経て、分からないこと、初めて知ることがまだまだありますが、当初よりは、調査に対してそれなりの意識をもって臨み、質問などもできるようになりました。

液肥は、社会的にも技術的にも改善点はまだまだありますが、とても有効な手段だと思います。これが定着していくためには、ただ一方的な面からのアプローチしていくのではなく、行政・農家・農協がしっかりと連携していくことが大事です。いろいろな地域を調査していて、私が一番感じた事です。

このことは、液肥だけに限らず、様々な環境問題に関するときにいえることだと思います。一点集中では、うまくいくものもいなくなる気がします。幅広い視野を持つことの大切さを実感しました。



地元農家につながった学校給食 <木頭編>

辻林 英高

木頭村は四国の山村です。柚子が特産品で、地元の学校給食にも使われています。しかし、給食全体として見ると木頭産の農作物はあまり使われていません。ほとんどの食材は徳島や高知などの大きな市場から仕入れており、現在のところ給食に村の農作物が用いられる割合はわずか 1.6 パーセントです（全国的には平均値）。この夏、地域循環研究所のスタッフ（環境科学部一年生）が地元の農産物利

用をもっと増やすことが出来ないかと、基礎調査のために村内の農家を訪ねて歩きました。その結果、木頭では年間を通じて様々な野菜がおもに自家消費用に栽培されていることがわかりました。しかも、そのほとんどが完全有機か減農薬です。この安全でおいしい野菜を給食に使用するための仕事（流通経路の整備や旬を活かしたメニューの作製など）を、木頭の人たちと一緒にしていく予定です。

環境教育としての省エネ授業

環境科学部 甲斐 健太

昨年から（財）省エネルギーセンターの地域省エネルギー活動広報支援事業の一環として、省エネルギーのノウハウを学校教育として授業にもりこむ「省エネ授業・省エネ教育」の試みが始まっている。

授業では今までの形式のように、「学び・調べ・調べた内容を発表する」だけではなく、「家庭で実践する・データを取る」というプロセスが新たに組み込まれている。そして、「子供たちが主体的に動くこと」さらには、「省エネ活動の輪を学校から家庭に、家庭から地域へと広げていくこと」を目的にしている。また、子供たちを介して省エネ活動を行なうことに大きな意味を持たせている。

これは、子供たちがエネルギー問題について学び、家庭で省エネを実践することで、自分にとって机上の論でしかなかった問題は実は生活に密着した身近な問題なのだとしっかり認識できるからである。

子供が家庭で省エネを実践するという行動は、家族の協力を促したり、一家団らんの時間を増やしたり、といった効果をもたらす。省エネ生活後のアンケートでも省エネは快適さを規制するだけではないことに気付いたという保護者の声が多く寄せられ

ている。省エネを前提とした新しいライフスタイルへの変革、その担い手に子供たちが大いに活躍するのである。



小水カプロジェクト

環境科学部 杉浦 宏

《概要》

小水力発電とは、水の落差を利用しタービンを回転させることで、発電を行うものです。大きなダムを必要とする水力発電と違い、川の水を塞ぎ止めずにその一部を利用するだけであり、利用した水は川へすぐ戻されます。そのため、小水力発電は環境に与える影響は非常に少なくなり、水の循環による「再生可能」な自然エネルギーを利用した発電と言えます。

現在私達は、人口二千人ほどの徳島県木頭村で、小水力発電ができるかどうかを調査しています。具体的には、木頭村の川の流量調査や、実際に小水力発電を建設する際に必要な工事費などの初期費の算出、法律関係、補助金制度などの勉強をしています。そしてこれらを踏まえた上で、木頭村で小水力発電が実現するようにしていきたいと考えています。

また、農村が生き生きできるような自然エネルギーとしての小水力発電の在り方についても、考えていきたいと思っています。



《目的》

木頭村に小水力発電が根付くことが私達の目的です。そうなることで、木頭村には小水力発電の運営を行うための雇用が生じてきます。また、木頭村が「自然エネルギーの村」として全国から注目されることにより、観光客が増え、村は活性化し、自然エネルギーとしての小水力発電も広まっていくと考えられます。そして、小水力発電は二酸化炭素を排出しないので、二酸化炭素の削減ということにも期待が持てると思います。

このような利点を踏まえた上で、木頭村に小水力発電が根付くこと、つまりは環境に良い公共事業や仕事を創り出すこと、それが私達の目的です。そして、このことは、私達の NPO 法人の名にもあるように、「地域に循環型社会」を創っていくことにもつながっていくと確信しています。

《経過》

人口が二千人ほどの徳島県木頭村は、村を上げてダム建設に反対している村です。しかしそのため、木頭村には国からの公共事業費がほとんど降りなくなり、道路整備すらままならない状況が続いています。そういった状況の中で、私達は木頭村に環境負荷の小さい公共事業として、小水力発電を提案したいと思いました。

そこで2000年の夏、私達は木頭村で小水力発電ができるかどうかを調査するために木頭村に行き、小水力発電機メーカーの人にも同行していただきながら、木頭村の川の流量調査を行いました。木頭村の川は、四国の中で大きい一級河川上流部の水系にあたりました。

調査結果から、木頭村の高ノ瀬という水系では、約120kW（60世帯分）もの小水力発電ができることが分かり、それらを基にして、木頭村の村役場で報告会を開きました。

それから大学に戻り、次の課題を議論しているところです。

《今後の展望》

夏の木頭村の流量調査により、流量の多い夏期の木頭村には、十分な水力エネルギーがあることを確認できました。

今後は、木頭村に小水力発電を本格的に提案するために、流量の少ない冬期にも木頭村で流量調査をします。そして、実際に木頭村で小水力発電をする際にかかる工事費用などの初期費用、メンテナンスにかかる費用、初期費用に対しての国からの援助金、発電した電気の売却による利益といった、金銭面の数値を正確に算出していこうと考えています。

また、木頭村に事業目的とは別に、モデルプラントの小水力発電機を作りたいと考えています。それは、電気が当たり前のように生活の中に浸透し、どこで作られたか知らない電気を多量に使用している世代の人達にも、発電所を見学してもらうことで、エネルギーの大切さを感じてもらうことができます。このように、エネルギー教育の一環として、小水力発電を有効に使えようと考えています。

そして、木頭村で小水力発電を成功させることで、木頭村が自然エネルギーで電気を自給できるようになり、「自然エネルギーの村」ということで注目され、村への観光客が増え、村が活性化することにつながっていくと考えています。このような小水力発電による村の活性化や、自然エネルギーである小水力発電を、木頭村を通じて全国にアピールし、広めていきたいと考えています。



木こり体験報告

三海 奈穂子

2000年10月28・29日、私は大分県日田郡で行われた1泊2日の「フォレスト・キーバーズ・キャンプ」に参加してきました。以下はその報告です。

<林業を使ったイベントってどんなもの？>

“林業”という言葉から皆さんは何を想像しますか？私が最初にこのキャンプのことを知ったとき、「きこり」という言葉とともに私の頭の中に浮かんだのは、手斧を大木に打ち込み、「木ーが一たーおーれーるーぞー」と大声で怒鳴る屈強な山男の姿でした。つまり、その時の私は“林業”に関してその程度の関心と知識しかなかったというわけです。そんな私が今回林業体験に参加することになったのは、実は地域循環研究所のフィールドのひとつである徳島県の木頭村と関係しています。

この木頭村は深い山の中にある、かつては林業で大変に栄えた村でした。しかし現在は様々な理由から木頭での林業は衰退し、人の手が入らなくなった山は台風や大雨によって被害を受け、荒れていくばかり。そこで、せっかくの木頭の山林を有効に利用できないものか、という思いから、私が実際に山を使ったイベントを体験し、そのノウハウを学んでくるという運びに至ったわけです。実は9月に木頭村に滞在した際に中村先生と村の議員さんとの間で「木こり体験」の話が出ており、それを現実化させる第1歩として、私が林業スパイとして派遣されたのでした。

<中津江村ってどんなところ？>

さて、今回のキャンプは、大分県の西南部に位置する中津江村という所で行われました。中津江村は福岡、熊本の両県境と接する大分県の端っこの村です。北部九州のちょうど真ん中あたりに位置し、地元の人々の言葉を借りれば「あきれられるような山の中」。キャンプ1日目の夕食時にもそのことが話題に上

ったのですが、「一番近い24時間営業のコンビニまで車で1時間弱」といえばどの程度山奥かはお分かりでしょうか？長崎からは高速を使って約3時間半かかりました。

山奥の村がたいがいそうであるように、ここも高齢化の進む過疎の村です。81.91平方メートルの面積をもつこの村の人口は1321人。うち65歳以上が492人と37.2%を占めています（平成11年10月1日現在）。しかし、山の中にはかなり立派な道路が通っており、車での移動は非常に楽です。村内には鯛生金山というかつての金鉱跡を生かしたテーマパークがあり、村おこしのメインとしてアピールされています。また、さすがに大分というか、やはり温泉地が近くにかなりあるということもあり、村を訪れる人は多いのではないかという印象を受けました。

<フォレスト・キーバーズ・キャンプと樵の会>

「筑後川源流を考える樵の会」。これがフォレスト・キーバーズ・キャンプを主催している会の名前です。その代表は杉山博文さん。「樵の会」はいわゆる1ターンで都会から中津江村に来て実際に山仕事をしている人々によって作られています。杉山さん自身も出身は福岡で、中津江村に来て6年目のことでした。樵の会の紹介文からちょっと引用してみます。

「日本三大林業地帯のひとつ日田林業、そして筑後川源流の山、田舎へのあこがれ、一緒に夢を話せる仲間が欲しい、ただのなないものねだり、などなど私達が中津江村に来た動機は、いろいろですが、山に対してのこだわり、愛情は共通しています。」

このように様々な思いを抱き、そして中津江村で出会うことになった樺の会のメンバーが、フォレスト・キーパーズ・キャンプという林業体験を企画したのは今年の春のことでした。紹介文は続きます。

「よそ者の集まりの私達でも、何か出来るのではないかとお互い話すなかで、この企画を考えました。行き詰まった林業界に少しでも風穴をあけたい。目の前の杉の一斉林、台風で木が倒れた筑後川源流の山を見ながら、一緒に、真剣に、具体的に考えてくれる、そして知恵を貸してくれる仲間をつくりたい」。

これがキャンプの目的です。キャンプは年に4回行われます。その活動内容は、春(4月)植林、夏(7月)下草刈り、秋(11月)除間伐、冬(2月)炭焼き、がそれぞれメインとなっている他、山の現状を学びこれからを考えるための勉強会や意見交換会などはもちろんのこと、イカダ作りや川遊び、ツリーハウス作りなど盛りだくさんです。参加者は男性中心で毎回約20~30名ほど。リピーターが多く、中には半分スタッフ化している参加者も見られました。

今回私が参加したのは第3回にあたる秋のキャンプでしたが、チェーンソーを使った実際の山の中の作業は、「とにかく楽しい!」とともに、これまでは他人事ではしかなかった日本の林業についての問題や今後は、実は自分達の問題として真剣に考えなければならないものなのだ、と強く思わせるという体験でした。

<日本の林業の現状と問題点>

日本の森林面積は約2500万ヘクタール。国土面積の67%にあたります。これは先進国の中でもずば抜けており、世界に誇れる数字です。しかしそのような素晴らしい森林資源を有しながらも、今、日本の林業は大変に厳しいといわれています。その大きな理由として挙げられるのは、安い輸入材による国内自給率の低下、いわゆる「3K」労働である林業への就業者の減少、そして現在までの林業従事者

の高齢化です。

日本の林業は戦後から昭和30年代にかけ大変賑わいましたが、昭和39年の木材輸入完全自由化以降低迷を続け、平成9年には木材の国内自給率は20%を割り込むまでに落ち込みました。

また平成7年度の国勢調査によると林業従事者は8万6千人で、ここ10年間の減少は5万人に達しています。減少の推移を見てみると昭和35年には44万人だったのが昭和45年には21万人、昭和55年には17万人、昭和60年には14万人、平成2年には11万人となっています。

さらに林業就業者の年齢構成は50歳以上が69%、60歳以上で36%と、非常に高齢化が進んでいます。キャンプの勉強会で日田地方振興局林業課の宿利さんからもお話がありましたが、大分でもこの傾向が大変顕著であるとのことでした。おそらく木頭村においても同様のことが言えるのではないかと思います。

<増えつつある林業体験>

このように大変厳しい状況にある日本の林業は、もはや廃れていくしかないのでしょうか。いえ、そうではありません。皆さんもうお気づきのようですが、今林業界には新しい動きが生まれています。日本の森を、林業を見直そうとする活動が様々なところで起きています。

森林とその周辺流域を基本単位とし、民有林・国有林を一体とした森林設備や地域材供給体制の整備を総合的に推進しようという「流域管理システム」という構想や、それに伴う流域林業活性化センターの設置(全国158流域)、さらには市町村や森林組合が連携して、優秀な若年労働力の確保などを目的としたいわゆる第3セクター方式の林業事業体の設立などがそうです。具体的な事例としては、愛媛県久万町での林業会社「いぶき」や三重県宮川村での林業会社「フォレストファイターズ」などが挙げられます。

こういった第3セクターの林業事業体に共通し

ていえることは「都会からの若者の U ターン者を含め、平均年齢が 30 歳程度と若くかつ高性能機械などを使う機動的な集団である」ということです。

また、私が参加したフォレスト・キーパーズ・キャンプはこの第 3 セクター方式ではありませんが、ここでは民間会社である田島山業株式会社が大きな役割を果たしています。田島山業は杉山さんら樵の会のメンバーが勤める会社で、キャンプの際には会社所有の山林やチェーンソー等の道具を提供するなど非常に協力的な支援を行っています。社長である田島信太郎氏は「キャンプは社員達が独自のアイデアで行っているもので、私はちょっとお手伝いさせてもらっているだけです」と大変謙遜されていましたが、社長が社員の活動に示している寛容さなくしては樵の会やキャンプは成り立たないと言っても過言ではないでしょう。

さらに大分県では平成 5 年度から「グリーンバスポート推進事業」という県単独の森づくり活動支援事業が行われており（平成 11 年に「人と樹のふれあいの森づくり推進事業」に改称）、フォレスト・キーパーズ・キャンプはこの中の「森のパートナー育成事業」に位置付けられ、県から予算をうけています（平成 12 年度：20 万円）。

<木頭村の活性化に林業体験はもってこい!>

中津江村での林業体験に参加してみて、それでは木頭村ではどうだろうかと考えたとき、私は「これはいける」と思いました。木頭には立派な山林があり、優秀な林業のエキスパートもたくさんいます。県や国からの予算という面では私は詳しいことを知りませんが、先にも述べた通り全国的に林業体験が盛んになっている現状から考えて、何らかの援助はあると考えてもよいでしょう。さらには、現在山村留学を筆頭に、村に関わる様々な活動を精力的に行っているらっしゃる玄番さんが炭焼き釜をもってという話を聞くにおよんで、もうこれはやるしかないでしょう、という思いです。

木頭村での林業体験は村の活性化に大変貢献す

るものだと思います。それというのも、体験の参加者が必ずしも木頭村を気に入るとはいえませんが、少なくとも村のことをより良く知ってもらう機会にはなりますし、その中から木頭に住みたい、木頭で林業をやっていききたいという人が現れる可能性だってあるからです。若い人が増えれば村も元気になります。

樵の会の杉山さんは「どうして中津江村なのか」という問いに「別に中津江村でなくても良かった。たまたまここで面白いことをしているのを知ってやってきた」と答えられました。そうしてやってきた彼自身がさらに面白いことを始め、そこに多くの人が集まってきています。

木頭村のシンボルマークは杉の木です。この杉の木と村人の豊かな知恵と経験を生かして木頭村を面白いことのできる場所にしたい。そうすれば、面白い人が集まり、さらに面白いことが…と次々に発展していくでしょう。木頭村には林業体験を成功させるに十分な下地があります。これを生かさない手はありません!

<全体を通した感想>

今回フォレスト・キーパーズ・キャンプに参加したことは、私にとって非常に有意義なことでした。中でも私が一番良かったと思うのは、様々な人と出会い、交流が持てたことです。林業に関しては全くの素人である私に対し、樵の会の皆さん、参加者の皆さん、本当に優しく接して下さり、また、私の拙い話を興味深く聞いてくださいました。そしてまた、逆に皆さんの話を聞くことで、私自身考えさせられるところも大いにありました。木頭村と自分との関わり方などもその 1 つです。

最後になりましたが、今回のキャンプでお世話になりました樵の会の皆さん、参加者の皆さん、日田林業課の宿利さん、そして私にこのような素晴らしい機会を与えてくださった中村修先生に感謝したいと思います。ありがとうございました。

（きこりツアーの写真は巻末に掲載します）

定款の作成について

NPO 地域循環研究所設立委員 山口 龍虎

定款は自分たちでつくる

法人の憲法とも言うべき定款の作成は法人を立ち上げる際の最も重要な事項であると言えます。ここでは、その定款作成のポイントについて簡単に述べます。

定款の作成という素人では無理ではないのかと思われがちですが、要は形式的に法律の要件を満たしていればいいだけのことで、自分たちでもつくれます。むしろ自分たちの団体なので、内容的に自分たちでしっかり議論したものを自分たちでまとめあげることのほうが大切です。

定款に記載される内容は、絶対的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項の3つに整理されます。絶対的記載事項とは、これが書かれていなければ、定款そのものが無効となり法人として認められないというような性格のもので、名称、所在地、目的、業務など法人の輪郭を示したものと考えるもらえばいいでしょう。相対的記載事項とは、書かなくても無効にはなりませんが、書かれていなければ効力を生じないもののことをいいます。例えば、収益事業に関する項目がこれにあたります。定款に記載されていないと、業務を行うことはできません。任意的記載事項は、書かなくても効力がなくならないもののことをいいます。各団体の判断で、定款で効力をもたせることが必要だと考える事項を記載します。

自分たちが活動しやすい内容に。細かな明文化は避ける

さて、実際に作成する際一番注意する点は、自分たちの団体の活動が円滑に行えるような内容にするということです。いくら格調高い定款を作ったとしても、それが自分たちの活動の妨げとなるような内容でしたら全く意味はありません。

NPO の法人格を取得しようとする団体は得てして小さなところが多く、そのメリットは機動性にあると言えます。そうすると、その特徴を生かすためには、それなりの定款を作らなければいけないということなのです。所轄庁の作成した定款モデルや公益法人向けの定款モデルは、そのまま適用した場合、小さな団体にはなじまない部分が多々出てくる場合があります。特に会議や運営面についての事項は記載に注意を要します。極力柔軟に対応できるやり方にするのが望ましいでしょう。

また、団体が将来どう展開するか現時点ではわからない部分もあります。そういう場合は、定款への明文化は避けたほうがよいと思われます。別途に規則（例えば、会計規則など）を設けておけば、そちらで対応することができます。定款の変更は手続きが厄介ですので、この点も注意する必要があります。

定款の草稿が出来上がったら、所轄庁で内容の確認をしてもらうことを勧めます。曖昧なところの判断の仕方や間違っていたり、抜けていたりする部分のアドバイスが受けられます。

最後に、いくつかの資料を紹介しておきます。参考にしてみてください。

(1) は解説が非常に詳しく定款づくりにはとても重宝します。また、(2) は定款作成だけでなく申請前後のすべての手続きが細かくマニュアル化されているので一冊あると便利です。

- (1) シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会『NPO 法人定款作成マニュアル』シーズ、1998年
- (2) 堀田力監修、NPO 事業サポートセンター編『自分たちでつくろう NPO 法人!』ぎょうせい、1999年
- (3) 遠島敏行他『NPO 法人の実務』NPO 法人実務研究会、1998年
- (4) 雨宮孝子『改訂版 公益法人の設立・運営』かんき出版、1999年
- (5) 長崎県「特定非営利活動法人 所轄庁（長崎県知事）に対する手続きの手引き」

付録：NPO 地域循環研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人地域循環研究所と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を長崎市文教町9番3号松尾ビル304に置く。

(目的)

第3条 本会は、環境保全活動の普及に関する事業を行う。環境対策、環境保全の充実および発展を図り、もって不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、本会の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 国際協力の活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 本会は、前条の活動に係る次の事業を行う。

- (1) 環境調査
- (2) 環境関連のコンサルタント
- (3) 有機農業推進のための事業
- (4) 省エネルギー、環境教育に関する事業
- (5) 電気事業・自然エネルギーに関する調査・コンサルタントおよび事業
- (6) 環境情報の発信に関する事業
- (7) 環境教育、自然エネルギー関連の物品販売

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本会は、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) その他の会員 別に規則において定めた会員

(入会)

第7条 本会の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は前項の入会申込者が、第3条に定める本会の目的に賛同し、第4条から第5条に定める活動および事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。
- 3 その他の会員になろうとする者は別に定める年会費を納入することによって会員となることができる。

(会費)

第8条 会員は年1回年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費の額は、理事会の議決を経て、別に規則において定める。

(退会)

第9条 会員で本会を退会しようとする者は、別に定める退会届けを理事長に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとする。

- (1) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (2) 法人または団体が解散したとき
- (3) 会員が会費を半年以上滞納したとき

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、本会の定款または規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 本会はずでに納入された会費その他の拠出金は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人または2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 理事長、副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 監事は総会で選任する。
- 4 監事は、理事又は本会の職員をかねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、本会の業務の執行をする。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の任期者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了のあとにおいても、第12条1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

(解任)

第16条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において出席したの理事の過半数以上の議決により、当該役員解任をすることができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があるとみとめられるとき

(報酬等)

第17条 役員報酬に関しては、理事会で定めるものとする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第18条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者または本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 第15条の1項は顧問について準用する。

第4章 会議

(会議の種類)

第19条 本会の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

2 理事会は理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べるができる。

(会議の権能)

第21条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更

(2) 会費の額

(3) 理事の選任、解任、報酬、職務

(4) 総会に付すべき事項

(5) その他本会の運営に関する必要な事項

2 総会は、特定非営利活動促進法およびこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(会議の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合

(2) 正会員の5分の1以上からの目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 第14条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集があった場合

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(招集)

第23条 総会および理事会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面を、開会日の2週間前までに発して行わなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはファックス、E-mailをもって、開会日の1週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認め招集するときは、この限りではない。

(会議の運営方法)

第24条 総会および理事会の運営方法はこの定款の定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第25条 総会は、正会員が過半数以上出席した場合に開催する。

2 理事会は理事が3名以上出席した場合に開催することとする。

(議決)

第26条 総会および理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会および理事会において、第22条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使する事ができない。

(書面表決等)

第27条 総会または理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、別に規定に定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第25条および前条第1項の規定に適用については出席したものとみなす。

(書面等による議決)

第28条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックス、E-mailにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第31条 本会の事業計画および収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告および決算)

第32条 本会の事業報告書、収支予算書、財産目録および貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

(会計処理の方法)

第33条 会計処理の方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第35条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(合併)

第36条 本会は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第37条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。

第7章 雑則

(事務局)

第38条 本会は、事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(広告の方法)

第39条 本会の広告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

(実施規則)

第40条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の正会員の年会費は、第8条の規定にかかわらず、以下の金額とする。
年会費 4千円

3 本会の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理 事 長	中村 修
副理事長	麻住知弘
同	片岡俊春
監 事	山口龍虎

4 本会設立当初の役員の任期は、法人の成立の日から平成14年6月30日までとする。

5 本会の設立当初の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成13年3月31日までとする。

6 本会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第31条1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

★編集後記

地域循環情報第2号です。やっと発行までこぎつけることができました。ふうう～。第1号が発行されてから何と半年以上が経ってしまっています。

「ニュースレターの編集、やらせてください！」と意気込んで手を挙げはしたものの、編集はおろか原稿の集め方すらよく分かっていなかった私にとっては、とにかく長い道程でした。

今回の地域循環情報では、NPO 法人の設立についてやNPOで現在取り組んでいる活動の中から幾つかを取り上げました。内容についてはそれぞれの担当者をお願いして原稿を書いて頂きました。そのためそれぞれの文体などが微妙に違っているかもしれませんがそこは各担当者の味ということで直さずに残しました。このニュースレターを通じて、読者の皆様にNPO法人地域循環研究所がどのように活動しているかを少しでも分かって頂けたら嬉しく思います。

最後になりましたが、原稿を書いて下さいました皆さん、そして「もうだめだ・・・」と落ち込む私を気長に見守ってくださった中村先生に感謝したいと思います。ありがとうございました。(編集：三海)



切った間伐材を用いてのツリーハウス作りの様子



同じく間伐材を用いてのハシゴ作り (ロープワーク)

地域循環情報

Jan.23.2001 Vol.2 No.1

編集：三海 奈穂子

発行：NPO 法人地域循環研究所

編集連絡先：〒852-8521 長崎市文教町1-14 長崎大学環境科学部 中村修

電話：095-843-1633

ファクシミリ：095-843-2033

E-mail：o-naka@net.nagasaki-u.ac.jp
